

高島市不育症治療費助成金交付事業Q&A

Q1 1年間に2回以上治療を行った場合、どのように申請すればよいですか？

A1 それぞれ1回の治療が終わった時点で申請してください。治療回数が複数であっても、助成費の総額は1年度（※4月1日～翌年3月末までの期間）あたり10万円が限度となります。

Q2 助成額について、1年度の治療費が10万円未満のものについてはどうなりますか？

A2 1年度あたり10万円が限度ですので、10万円に満たない場合は医療機関の領収金額が助成額となります。

Q3 治療のどの段階が治療終了日ですか？

A3 出産日（※死産・流産を含む）を治療の終了日とします。ただし医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は、その日を終了日とします。

Q4 高島市に転入前に、他の自治体で不育症治療に対する助成金を受けている場合、高島市での助成金を受けることができますか？

A4 他の自治体で助成を受けている場合、高島市の助成を受けることができません。

Q5 夫婦のいずれか一方が他の自治体に住所があり、高島市以外で不育症に対する助成を受けている場合、高島市でも助成を受けることができますか？

A5 他の自治体で助成を受けている場合、高島市の助成を受けることができません。

Q6 夫の扶養に入っていますが、所得の証明となる書類（非課税証明書）に金額が記載されていません。申請には金額が記載されているものが必要ですか？

A6 助成の対象になるか判断するには、夫婦両方の所得を把握する必要があります。扶養に入っている方は、市役所1階の税務課または各支所で申告を済ませてから証明書の交付を受けてください。

Q7 同年度内の2回目以降の申請時に、1回目の申請時に添付した証明書類は使用できますか？

A7 ①住民票など

2回目以降の申請が、住民票などの発行日から3か月以内であれば添付を省略できます。

②課税（非課税）証明書

・申請が4～5月の場合、前年度の課税（非課税）証明書

・申請が6～3月の場合、当年度の課税（非課税）証明書

②の証明書類については、上記を2回目以降の申請日の時点で満たしていれば添付を省略できますが、そうでない場合は該当する書類が必要です。

③納税証明書【未納がないことの証明】

2回目以降の申請が、納税証明書の発行日から30日以内であれば添付を省略できます。